

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第 25 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条、第 3 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条関係）			
組織		職員		組織		職員	
〔略〕				〔略〕			
知事 の事務部局	本庁	部局等	部長 総合政策室長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 医師確保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務センター所長 担当課長（部、室又は課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書担当課長 法務私学担当課長 人財給与担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 主任主査及び主査（部及び局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 総合政策室の主任主査及び主査（政策調査に関する事務又は秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の人事課の人事給与又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は	知事 の事務部局	本庁	部局等	部長 総合政策室長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 医師確保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務センター所長 担当課長（部、室又は課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書担当課長 法務私学担当課長 人財給与担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 主任主査及び主査（部及び局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 総合政策室の主任主査及び主査（政策調査に関する事務又は秘書の事務を担当する者に限る。） <u>経営評価課の主任主査及び主査（行政構造改革に関する事務を担当する者に限る。）</u> 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の人事

		給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。）管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長		給与又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。）管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長
		[略]		[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。